

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		施業実施協定の認定の取消
根拠法令及び条項		森林法第10条の11の8
所 管 部 課 係 名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処  分  基  準	関 係 条 項	第10条の11の9
	基 準  (未設定の場合はその理由)	根拠法令のとおりであり、新座市森林整備計画でも基準を設定していない。
	参 考 事 項	なし
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)